

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 平成 26 年度「手づくり郷土賞」(国土交通大臣表彰)に関東地方整備局管内で 4 件選定！

関東地方整備局
企画部

昭和 61 年度に創設され、今年度で 29 回目の開催となる「手づくり郷土賞」(国土交通大臣表彰)では、今般、手づくり郷土賞選定委員会が開催され、19 件(一般部門 15 件、大賞部門 4 件)が選定されました。

このうち関東地方整備局管内では、一般部門 2 件、大賞部門 2 件選定されました。選定された案件の認定証授与式を以下のとおり行います。

一般部門		
受賞案件	東京湾海水浴場復活プロジェクト -東京都区内で約 50 年ぶりに 海水浴場が復活-	北区・子どもの水辺
所在地	東京都江戸川区	東京都北区
受賞団体	認定 NPO 法人ふるさと東京を考 える 実行委員会	北区・子どもの水辺協議会/東京都北 区
認定証 授与式	平成 27 年 3 月 10 日(火)10 時 00 分～ 東京港湾事務所	平成 27 年 3 月 27 日(金)10 時 00 分 ～ 荒川下流河川事務所

大賞部門

受賞案件	飛森谷戸 ～里「都」山づくりを楽しもう～	オオムラサキの里づくり
所在地	神奈川県川崎市多摩区	山梨県北杜市
受賞団体	飛森谷戸の自然を守る会	特定非営利活動法人 自然とオオムラサキに親しむ会
認定証 授与式	平成 27 年 3 月 3 日(火)10 時 00 分～ 生田緑地東口ビジターセンター	平成 27 年 3 月 4 日(水)14 時 00 分 ～ 北杜市オオムラサキセンター

選定された好事例は、ホームページ等を通じて広く全国に紹介する予定です。

※なお、認定証授与式の日程等の詳細については、下記問い合わせ先にご確認ください。

本省記者発表資料アドレス <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/tedukuri/index.html>

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000266.html

2. 重点「道の駅」の選定について ～地方創生の核となる「道の駅」を重点的に 応援します～

関東地方整備局

道路部

「道の駅」は、平成 5 年の制度創設以来、現在では全国で 1040 箇所(関東地方整備局管内 156 箇所)に広がり、地元の名物や観光資源を活かして、多くの人々を迎え、地域の雇用創出や

経済の活性化、住民サービスの向上にも貢献しています。

国土交通省では、この「道の駅」を経済の好循環を地方に行き渡らせる成長戦略の強力なツールと位置づけ、関係機関と連携して特に優れた取組を選定し、重点的に応援する取組を実施します。

今般、関東地方整備局管内の重点「道の駅」を選定しましたのでお知らせします。

1. 関東地方整備局管内における選定結果

○全国モデル「道の駅」 3 駅(もてぎ、川場田園プラザ、とみうら)

○重点「道の駅」 5 駅((仮称)常陸太田、那須高原友愛の森、つどいの郷むつざわ、発酵の里こうざき、あおき)

○重点「道の駅」候補 7 駅(上野、いちごの里よしみ、(仮称)おけがわ、しょうなん、(仮称)ほと小学校、(仮称)サザン茅ヶ崎、こぶちさわ)

※全国の選定結果など詳細はホームページでも公表いたします。

(<http://www.mlit.go.jp/road/Michi-no-Eki/>)

2. その他

○ 関東地方整備局管内の重点「道の駅」候補の7駅については、2月27日(金)に関東地方整備局会議室で選定賞授与式を開催します。

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/road_0000082.html 重点「道の駅」の選定について

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/road_0000084.html 重点「道の駅」候補の授与式の開催

3. 圏央道開通します ~つながる。まわる。圏央道。~ 国際競争力と成長を支える道路

- ・ 寒川北 IC~海老名 JCT 間が 3 月 8 日に開通します
- ・ 久喜白岡 JCT~境古河 IC 間が 3 月 29 日に開通します
- ・ 相模原 IC が 3 月 29 日に開通します

横浜国道事務所
北首都国道事務所
相武国道事務所

平成 27 年度にかけて、次々とつながる圏央道(首都圏中央連絡自動車道)。
まずは、3 月 8 日に寒川北 IC～海老名 JCT 間が開通し、相模縦貫道路が全線開通。
また、3 月 29 日に久喜白岡 JCT～境古河 IC 間が開通し、埼玉県と茨城県がつながります。
さらに、相模原 IC(インターチェンジ)が 3 月 29 日(日)12 時に開通し、相模原 IC から圏央道が
利用できるようになります。

◇開通による主な効果◇

圏央道の整備により、東名高速や中央道などの放射方向の高速道路を結ぶ道路ネットワーク
が形成されます。広域的な人・物の交流により民需が拡大し、地域経済の好循環が生まれます。

① 圏央道 寒川北 IC～海老名 JCT 間の開通効果

【効果(1)】国際競争力と成長～民需の拡大～

- 環状道路の整備により、沿線に物流施設や工場が立地する等、民間の投資を喚起します。
- 沿線地域の「さがみロボット産業特区」認定など、地域産業の活発化が期待されています。

【効果(2)】地域経済の好循環～広域的な観光交流の実現～

- 次々つながる圏央道により、神奈川ー栃木・群馬間の移動性が大幅に向上。
- 広域的な観光交流の実現により、新たな観光需要の喚起が期待されます。

② 圏央道 久喜白岡 JCT～境古河 IC 間の開通効果

【効果(1)】国際競争力と成長 ～民需の拡大～

- 環状道路の整備により、沿線に物流施設や工場が立地する等、民間の投資を喚起します。
- 今回開通区間周辺においても、工業団地等への企業立地が進んでいます。

【効果(2)】地域経済の好循環 ～新たな広域ネットワークの形成～

- 都心を経由せず、埼玉や北関東・東北方面と成田国際空港を結ぶ新たな広域ルートが形成
され、人・物の交流が活発となり、地域経済の好循環が期待されます。
- 圏央道(久喜白岡 JCT～境古河 IC 間)の開通により、茨城県内の IC への 30 分圏域が拡大
します。

③ 圏央道 相模原 IC の開通効果

【効果(1)】国際競争力と成長 ～民需の拡大～

- 環状道路の整備により、沿線に物流施設や工場が立地する等、民間の投資を喚起します。
- 相模原市では、産業集積促進条例(STEP50)を施行し、積極的な企業誘致に取り組むなど、
地域産業活性化への期待が高まっています。

【効果(2)】地域経済の好循環 ～新たな広域ネットワークの形成～

- 次々つながる圏央道により、神奈川ー栃木・群馬間等の相互アクセスが大幅に向上。
- 相模原市内から圏央道へのアクセス強化が図られます。

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/yokohama_00000280.html圏央道 寒川北 IC～海老名 JCT
間が3月8日に開通します 横浜国道事務所

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kitasyuto_00000104.html圏央道 久喜白岡 JCT～境古河
IC間が3月29日に開通します 北首都国道事務所

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/sobu_00000149.html圏央道 相模原 ICが3月29日(日)12
時に開通します 相武国道事務所

4. 小田原箱根道路が3月21日(土)に全線開通します

～観光都市箱根町の民需拡大と地域経済の好循環、渋滞緩和へ～

横浜国道事務所
箱根新道接続道路建設促進協議会

国道1号 小田原箱根道路が3月21日(土)に全線開通します。

◇開通による主な整備効果◇

効果(1)観光都市箱根町の民需拡大と地域経済の好循環に寄与

今回の開通により小田原箱根道路から直接、箱根湯本方面にアクセスが可能となり、
利用者の利便性が大幅に向上します。

それに伴い、暫定開通後からの更なる観光客数の増加により、観光産業が活性化さ
れ、民需拡大と地域経済の好循環に寄与することが期待されます。

効果(2)現道国道1号の渋滞緩和

小田原箱根道路に交通が転換されることで、混雑の著しい現道国道1号風祭交差点付
近の渋滞緩和が期待されます。

■開通

日時:平成27年3月21日(土)午後3時

区間:国道1号 小田原箱根道路

神奈川県小田原市風祭～足柄下郡箱根町湯本(2.2キロメートル)

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/yokohama_00000283.html

5. 関東地方整備局管内における「各機関の発注予定情報」の共有化について

関東地方整備局

企画部

「国の機関」・「特殊法人」との共有化を開始します

関東地方整備局では、1都8県5政令市の発注予定情報について、平成26年7月1日より共有化を開始しているところですが、この度「関東ブロック発注者協議会」に所属している「国の機関」及び「特殊法人」の発注予定情報についても共有化を開始しました。これまでは各機関のホームページにより個別に公表していたものを、関東地方整備局ホームページと「国の機関」及び「特殊法人」ホームページとのリンクによる、発注予定情報の共有化をはかります。

各発注機関の発注予定情報を共有化し連携を推進することにより、建設業者の計画的な技術者の配置や円滑な資機材の調達に重要な役割を果たすツールとなることが想定されます。新たな発注予定情報の共有化開始時期及び各機関は以下のとおりです。

■共有化開始時期：平成27年2月20日(金)

■共有化アドレス：関東地方整備局ホームページ <http://www.ktr.mlit.go.jp/>

■共有化機関(合計：54機関)

【平成26年7月1日から共有化を開始済みの機関(15機関)】

- ・関東地方整備局
- ・茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
- ・さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市

【平成27年2月20日から新たに共有化を開始する機関(39機関)】

《国の機関(16機関)》

・関東管区警察局、科学警察研究所、皇宮警察本部、東京都警察情報通信部・関東財務局、関東信越国税局、東京国税局

- ・関東農政局、関東森林管理局
- ・関東運輸局、東京航空局、国土技術政策総合研究所
- ・関東地方環境事務所
- ・北関東防衛局、南関東防衛局
- ・東京高等裁判所

《特殊法人(23機関)》

- ・東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、首都高速道路(株)

- ・成田国際空港(株)、日本中央競馬会、(独)宇宙航空研究開発機構
- ・(独)科学技術振興機構、(独)国立科学博物館、(独)国立女性教育会館
- ・(独)国立美術館国立西洋美術館、(独)国立文化財機構東京国立博物館
- ・(独)国立文化財機構東京文化財研究所、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構
- ・(独)中小企業基盤整備機構、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- ・(独)都市再生機構、(独)日本原子力研究開発機構、(独)日本スポーツ振興センター
- ・(独)水資源機構、(独)労働者健康福祉機構、(独)産業技術総合研究所
- ・(独)製品評価技術基盤機構、地方共同法人日本下水道事業団

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000268.html

6. 「首都直下地震道路啓開計画(初版)」を策定しました

関東地方整備局
道路部

首都直下地震における迅速かつ的確な道路啓開について

東日本大震災では、負傷者の命を救い、被災者に緊急物資を届けるルートを確保するため、緊急通行車両が移動できるルートを切り啓く「道路啓開」をいち早く行い、人命救助や緊急物資の輸送、復旧・復興に大きく貢献しました。

平成26年3月28日閣議決定の首都直下地震緊急対策推進基本計画においては、深刻な道路交通麻痺へ対応するための各機関が行うべき道路啓開、放置車両の処理及び交通制御の手順や役割を明確にした具体的計画を作成することとされています。

また、平成26年4月1日策定の国土交通省首都直下地震対策計画においても、関係機関や業界等と連携しつつ、状況に応じた優先的な道路啓開を実施することとされています。

これらを受け、首都直下地震発生時の道路啓開について、より具体的な計画を策定するため、平成26年7月に関係行政機関からなる「首都直下地震道路啓開計画検討協議会」を組織し、検討を進めてまいりました。

今般、「首都直下地震道路啓開計画(初版)」をとりまとめましたのでお知らせします。

1.「首都直下地震道路啓開計画(初版)」の概要及び本文は本文資料(PDF)別紙をご覧ください。

2.協議会の開催状況などは、下記 URL を参照してください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/road/bousai/road_bousai00000007.html

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/road_00000083.html

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 「交通政策基本計画」の策定について

1. 概要

交通政策基本法(平成25年法律第92号)に基づき、2月13日、交通政策基本計画が閣議決定されました。本計画は、我が国の交通政策の長期的な方向性を踏まえつつ、政府が今後講ずべき交通に関する施策について定めています。

(1) 計画期間

2014年度(平成26年度)～2020年度(平成32年度)

(2) 基本計画の構成

○交通に関する施策の基本的方針

現在の社会的経済的課題に対応した交通関係施策を、以下の3つの基本的方針の下で推進。

A. 豊かな国民生活に資する使いやすい交通の実現

B. 成長と繁栄のための基盤となる国際・地域間の旅客交通・物流ネットワークの構築

C. 持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり

○交通に関する施策の目標

交通政策基本法の規定を踏まえつつ、計画期間内に目指すべき目標及びその趣旨を記載するとともに、目標に向けた達成状況を評価するための数値指標を設定。

○交通に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策目標の各々について、計画期間中に取り組むべき主要な施策として、これまでの取組を更に推進していくものに加え、取組内容を今後新たに検討するものについても、積極的に記述。

2. 閣議決定日


平成27年2月13日(金)

添付資料

[報道発表資料](#) (PDF形式) 

[交通政策基本計画 本文](#) (PDF形式) 

[交通政策基本計画について\(概要資料\)](#) (PDF形式) 

[\(参考資料\) 交通政策基本計画\(原案\)に対する主な御意見\(パブリックコメント\)及びそれに対する考え方](#) (PDF形式) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

2. 空家等対策の推進に関する特別措置法の施行期日を定める政令について

空家等対策の推進に関する特別措置法の施行期日を定める政令について

標記政令について2月17日閣議決定されましたので、お知らせ致します。

1. 背景

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）は、平成26年11月27日に公布されたところ、「公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。」と規定されている。

2. 概要


法の施行期日は、附則第1項ただし書に規定する規定以外の規定について平成27年2月26日とし、同項ただし書に規定する規定について同年5月26日とする。


3. スケジュール. 閣議決定 平成27年2月17日（火）


公 布 平成27年2月20日（金）


施 行 平成27年2月26日（木）


添付資料

[報道発表資料](#)（PDF形式）

[要綱](#)（PDF形式）

[本文・理由](#)（PDF形式）

[参照条文](#)（PDF形式）

[法律要綱](#)（PDF形式）

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

3. 「新しい時代の下水道政策のあり方について」（答申）～社会資本整備審議会～

国土交通省は、平成26年2月27日に社会資本整備審議会議長（会長：福岡捷二 中央大学研究開発機構教授）に対し、「新しい時代の下水道政策はいかにあるべきか」の諮問を行い、都市計画・歴史的風土分科会（分科会長：浅見泰司 東京大学工学系研究科教授）・都市計画部会（分科会長：中井検裕 東京工業大学大学院社会理工学研究科教授）及び河川分科会（分科会長：福岡捷二 中央大学研究開発機構教授）に「下水道小委員会」（委員長：花木啓祐 東京大学大学院工学系研究科教授）が設置され、審議が行われてきました。

今般、「新しい時代の下水道政策のあり方について（答申）」をいただきましたのでご報告いたします。

なお、「下水道小委員会」の審議経過及び公表資料等については、以下のページをご覧ください。

○下水道小委員会


http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s204_gesuidou02.html

添付資料

[報道発表資料](#)（PDF形式：117KB）

[【答申（概要）】新しい時代の下水道政策のあり方について](#)（PDF形式：105KB）

[【答申（本文）】新しい時代の下水道政策のあり方について](#)（PDF形式：353KB）

[参考資料](#)（PDF形式：8,538KB）

詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000264.html

◆◆地域の動き◆◆

東京都における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化への取組

東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課 耐震化推進係

1. はじめに

国の地震調査委員会の評価では、今後30年以内に南関東地域でM7クラスの地震が発生する確率は70%とされ、南海トラフ地震や首都直下地震への対策は、1300万以上の人口を擁する首都東京の急務である。

平成7年の兵庫県南部地震では、多数の建築物（特に旧耐震基準のもの）の倒壊により主要道路が閉塞され、救急・救命活動に支障をきたした。これを受け、避難、応急活動、物資の輸送など、災害時に極めて重要な役割を果たす生命線である緊急輸送道路の閉塞を防ぐべく、平成23年4月に東京都は「緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」を施行した。

本稿では、都条例に基づく東京都の緊急輸送道路沿道建築物の耐震化への取組について紹介する。

2. 条例の概要

2.1 特定沿道建築物の定義

東京都が地域防災計画に基づき定める、総延長約2,000kmの緊急輸送道路のうち、特に沿道建築物の耐震化が必要と考えられる延長約1,000kmを特定緊急輸送道路（図1）と位置づけ、以下の3つの要件の全てに該当する建築物を道路閉塞の

おそれのある「特定沿道建築物」と規定し、耐震診断実施とその結果の報告義務を課している。

- ① 敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物
- ② 昭和56年5月以前に新築工事に着工した建築物（いわゆる旧耐震基準）
- ③ 道路幅員の2分の1以上の高さの建築物

2.2 特定沿道建築物所有者の義務

特定沿道建築物所有者には以下の義務が課せられる。

① 耐震化状況報告書の提出

耐震診断・改修の実施の有無を所定の様式にて報告することを義務付けた。耐震化状況のみならず、建築物の構造や規模、用途等についても報告を求め、その後の所有者への働きかけの足掛かりとした。

② 耐震診断の実施とその結果の報告

行政庁による指導・助言、指示に続き、診断実施命令を発し、義務の履行を確保する。

建築物所有者もしくは管理者が、条例施行前に耐震診断・改修を終えていた場合は、耐震化状況報告書での報告をもって義務を履行したものととしている。

③ 耐震改修の実施（努力義務）

診断の結果、耐震性能が不十分と判明した場合には、耐震改修等の努力義務が課される。診断実施義務と同様に指導・助言や指示・公表により対応し、建築物の耐震化促進を図る。

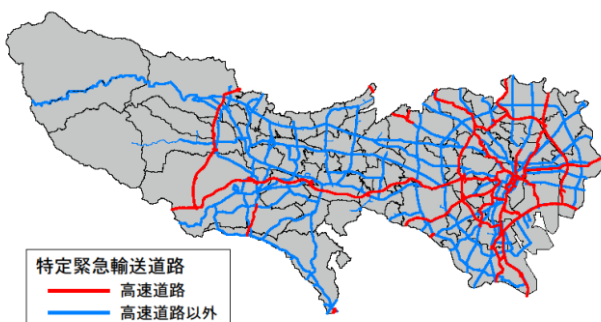


図1 特定緊急輸送道路図

2.3 耐震改修促進法における義務

昨年 11 月の耐震改修促進法の改正により、一部の建築物に診断実施の義務が課された。本改正で耐震診断の実施義務が課された建築物は、以下のとおりである。

- ① 不特定多数の者が利用する建築物および、学校・老人ホーム等、避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの
 - ② 行政庁が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道の建築物
 - ③ 都道府県が指定する防災拠点となる建築物
- ②に基づき、特定沿道建築物は条例のみならず、国の法律においても耐震診断実施の義務が課されることとなった。

3. 都の助成制度

3.1 耐震診断助成

都は耐震診断を義務付けた特定沿道建築物に対し、原則所有者負担なしで耐震診断を実施できるよう、助成制度を充実している（図 2）。助成限度額は、助成基準単価（1 m²当たりの上限額）を基に算出され、建築物の規模により異なる。延床面積が 3,000 m²以下の小規模な建築物は、規模に対して費用が高額になるため、建物階数 1 階当たり 15 万円を加算することで対応している。

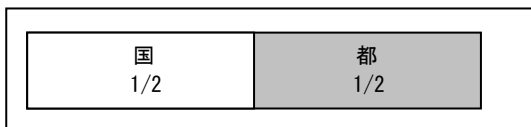


図 2 耐震診断助成

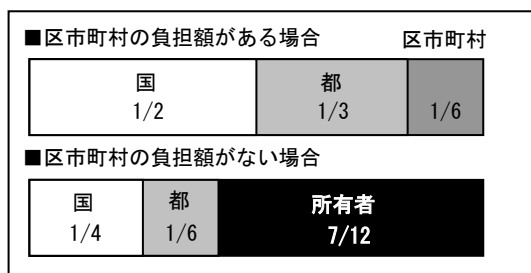


図 3 補強設計助成

3.2 補強設計・耐震改修助成

耐震診断の結果、特定沿道建築物の耐震性能が不十分と判明した場合、補強設計で最大 10 割、耐震改修では最大 10 分の 9 を助成している（図 3, 4）。

なお、都内の自治体の協力により、耐震改修だけでなく建築物の除却・建替工事についても改修相当額を助成の対象として取り扱っている。

4. 特定沿道建築物所有者への働きかけ

特定沿道建築物の耐震化に向け、都は所有者への積極的な働きかけを行っている。条例施行直後には、区市町村と連携してローラー作戦を実施し、特定沿道建築物所有者へ直接、条例の趣旨の説明や耐震診断・耐震改修実施の依頼を行った。その後もマンションの臨時総会等、適宜必要に応じて所有者の元へ足を運び、都の耐震化施策への理解と協力を求めている。

また、建築士団体等の関係団体と協定を締結し、耐震化についての専門知識を持ったアドバイザーを無料で派遣する制度を設けている。建築士や建設業者のみならず、弁護士や不動産コンサルタント、税理士の派遣も可能であり、耐震化に係る全方面からの相談に対応している。

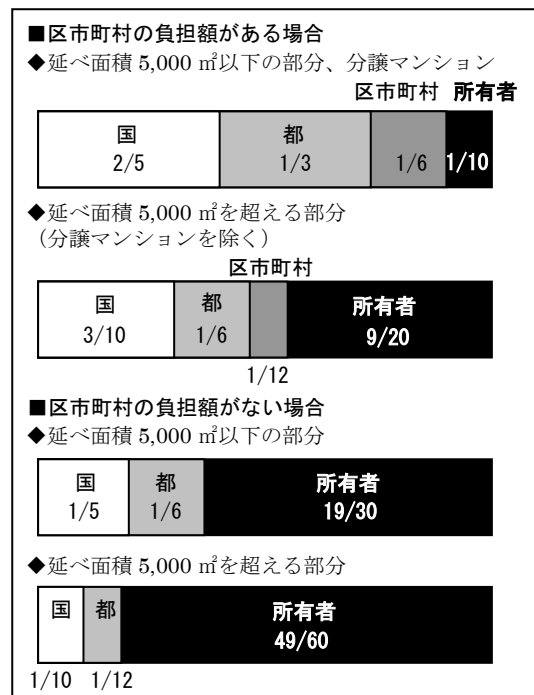



図 4 耐震改修助成

5. 普及啓発活動事業

都内全域の建築物耐震化の気運を醸成するため、様々な普及啓発事業に取り組んでいる。

5.1 東京都耐震マーク表示制度

平成 23 年度より、耐震基準を満たした建築物にマーク（5）を無料交付し、エントランス等に表示することで建築物の安全性を可視化する

「東京都耐震マーク表示制度」を開始した。制度開始当初は対象を特定緊急輸送道路沿道建築物及び公共建築物に限定していたが、平成 25 年 11 月より、都内全ての建築物に対象を拡大した。

マークは以下の 3 種類で、耐震基準への適合が確認された旧耐震基準の建築物だけでなく、新耐震基準も交付の対象としているのが本制度の大きな特徴である。交付申請時には、耐震診断の結果や評定書、検査済証等の書類の提出を求めている。

①「耐震診断済」マーク

旧耐震基準の建築物で、耐震診断の結果、耐震基準への適合が確認されたものへ交付

②「耐震改修済」マーク

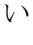
旧耐震基準の建築物で、耐震改修の結果、耐震基準への適合が確認されたものへ交付

③「新耐震適合」マーク

新耐震基準の建築物へ交付

5.2 耐震キャンペーン

平成 20 年度より、年 2 回の耐震キャンペーンを実施している。期間はそれぞれ約 2 週間で、期間中は都や区市町村、関係団体が様々な耐震関連のイベントを開催する。

都主催のイベントとしては、大学教授や建築士等有識者による講演会や、専門家による個別相談会、耐震改修工法の展示会等が挙げられるが、中でも人気が高いのが、分譲マンションの耐震改修事例見学会（6）である。耐震改修を行った分

譲マンションを実際に見学し、設計・施工業者から建築技術の説明を、マンションの管理組合から合意形成や費用についての説明を受けられる。

分譲マンション管理組合理事長の参加が多く、見学会での質問事項やアンケートの回答等から、やはり改修費用の負担が大きな課題であることが見受けられた。

5.3 耐震工法事例紹介

都民が建築物の構造や立地、工事の費用や工期等、個々の状況に適した工法を選択できるよう、耐震改修事例を掲載したパンフレットを作成し、都内の各窓口にて配布している。パンフレットは木造住宅対象と非木造のビル・マンション対象の 2 種類で、民間業者の設計・施工した改修事例を公募し、有識者による委員会を設置して選定を行っている。実際の工事費や工期、工事前後の写真や設計者・所有者のコメントを掲載することで、専門知識のない一般の方々にも平明に情報を提供している。

6. おわりに

東京都耐震改修促進計画では、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化完了の目標年度を平成 27 年度末と定めている。また、平成 32 年には東京オリンピックが控えており、災害に強い都市づくりは東京の喫緊の課題である。明日かもしれない「その日」のために、都は今後も区市町村や関係団体と連携し、地震に負けない東京を創り上げていく。



図 5 耐震マーク



図 6 耐震改修事例見学会